

令和4年国土交通省令第92号関係規定整備⇒規定整備①
 令和5年国土交通省令第5号関係規定整備⇒規定整備②

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（昭和58年規則第19号）新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条から附則まで（省略）</p> <p>様式1</p> <p style="text-align: center;">許 可 申 請 書(建築物)</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <hr/> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p> <hr/> <p>【1. 地名地番】から【7. 主要用途】まで（省略）</p> <hr/> <p>【8. 工事種別】</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>用途変更 <input type="checkbox"/>大規模の修繕</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>大規模の模様替</p> <hr/> <p>【9. 建築面積】（省略）</p> <hr/> <p>(新設)</p> <p>【イ. 建築面積】 () () ()</p> <hr/> <p>【ロ. 建蔽率】</p> <hr/> <p>【10. 延べ面積】（省略）</p> <p>【イ. 建築物全体】から【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】まで（省略）</p> <p>(新設)</p> <p>【ホ. 自動車車庫等の部分】</p> <p style="text-align: center;">() () ()</p> <hr/> <p>【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()</p> <hr/> <p>【ト. 蓄電池の設置部分】</p>	<p>第1条から附則まで（現行のとおり）</p> <p>様式1</p> <p style="text-align: center;">許 可 申 請 書(建築物)</p> <p style="text-align: center;">(第1面)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <hr/> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p> <hr/> <p>【1. 地名地番】から【7. 主要用途】まで（現行のとおり）</p> <hr/> <p>【8. 工事種別】</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>用途変更 <input type="checkbox"/>大規模の修繕</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>大規模の模様替 <input type="checkbox"/>その他</p> <hr/> <p>【9. 建築面積】（現行のとおり）</p> <hr/> <p>【イ. 建築物全体】 () () ()</p> <p>【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】</p> <p style="text-align: center;">() () ()</p> <hr/> <p>【ハ. 建蔽率】</p> <hr/> <p>【10. 延べ面積】（現行のとおり）</p> <p>【イ. 建築物全体】から【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】まで（現行のとおり）</p> <p>【ホ. 認定機械室等の部分】</p> <p style="text-align: center;">() () ()</p> <hr/> <p>【ヘ. 自動車車庫等の部分】</p> <p style="text-align: center;">() () ()</p> <hr/> <p>【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () ()</p> <hr/> <p>【チ. 蓄電池の設置部分】</p>	<p>※建築基準法施行規則第43号様式を参照。以下様式1において同じ。</p> <p>規定整備①</p> <p>規定整備②</p> <p>規定整備①</p>

() () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】

() () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】

() () ()

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】

() () ()

(新設)

【ル. 住宅の部分】 () () ()

【ヲ. 老人ホーム等の部分】

() () ()

【ワ. 延べ面積】

【カ. 容積率】

【11. 建築物の数】 から 【15. 備考】 まで (省略)

(第3面)

(省略)

(注意)

1 及び 2 (省略)

3 第2面関係

①から⑨まで (省略)

⑩ 建築物の敷地が、建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑪ (省略)

⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

() () ()

【リ. 自家発電設備の設置部分】

() () ()

【ヌ. 貯水槽の設置部分】

() () ()

【ル. 宅配ボックスの設置部分】

() () ()

【ヲ. その他の不算入部分】

() () ()

【ワ. 住宅の部分】 () () ()

【カ. 老人ホーム等の部分】

() () ()

【ヨ. 延べ面積】

【タ. 容積率】

【11. 建築物の数】 から 【15. 備考】 まで (現行のとおり)

(第3面)

(現行のとおり)

(注意)

1 及び 2 (現行のとおり)

3 第2面関係

①から⑨まで (現行のとおり)

⑩ 建築物の敷地が、建築基準法第53条第2項若しくは第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合には、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑪ (現行のとおり)

⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、建築基準法第53条第5項第4号、第55条第3項及び第58条第2項に規定する

規定整備①

規定整備①

(新設)

⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

工事のうち、他のいずれのチェックボックスにも該当しないものについては、「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑬ 9欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、9欄の「イ」と同じ面積を記入してください。

⑭ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであつて、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ヲ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準

規定整備②

規定整備①及
び規定整備②

⑭ (省略)

⑮ 10欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)から(6)まで (省略)

⑯ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。

⑰ (省略)

4及び備考 (省略)

様式1の2及び様式1の3 (省略)

法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合には、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑱ (現行のとおり)

⑲ 10欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)から(6)まで (現行のとおり)

⑳ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ハ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。

㉑ (現行のとおり)

4及び備考 (現行のとおり)

様式1の2及び様式1の3 (現行のとおり)

規定整備②

規定整備①及び規定整備②

規定整備①及び規定整備②

規定整備②

様式 2

認 定 申 請 書

(第 1 面)

(省略)

(第 2 面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】から【8. 工事種別】まで (省略)

【9. 建築面積】 (省略)

(新設)

【イ. 建築面積】 () () ()

【ロ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (省略)

【イ. 建築物全体】から【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】まで (省略)

(新設)

【ホ. 自動車車庫等の部分】

() () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】

() () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】

() () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】

() () ()

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】

様式 2

認 定 申 請 書

(第 1 面)

(現行のとおり)

(第 2 面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】から【8. 工事種別】まで (現行のとおり)

【9. 建築面積】 (現行のとおり)

【イ. 建築物全体】 () () ()

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】
() () ()

【ハ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (現行のとおり)

【イ. 建築物全体】から【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】まで (現行のとおり)

【ホ. 認定機械室等の部分】

() () ()

【ヘ. 自動車車庫等の部分】

() () ()

【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

【チ. 蓄電池の設置部分】

() () ()

【リ. 自家発電設備の設置部分】

() () ()

【ヌ. 貯水槽の設置部分】

() () ()

【ル. 宅配ボックスの設置部分】

※建築基準法
施行規則第 4
8 号様式を参
照。以下様式 2
において同じ。

規定整備②

規定整備①

() () ()

(新設)

【ル. 住宅の部分】 () () ()

【フ. 老人ホーム等の部分】

() () ()

【ワ. 延べ面積】

【カ. 容積率】

【11. 建築物の数】から【15. 備考】まで (省略)

(第3面)

(省略)

(注意)

1 及び 2 (省略)

3 第2面関係

①から⑨まで (省略)

⑩ 建築物の敷地が、建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑪及び⑫ (省略)

(新設)

() () ()

【フ. その他の不算入部分】

() () ()

【ワ. 住宅の部分】 () () ()

【カ. 老人ホーム等の部分】

() () ()

【ヨ. 延べ面積】

【タ. 容積率】

【11. 建築物の数】から【15. 備考】まで (現行のとおり)

(第3面)

(現行のとおり)

(注意)

1 及び 2 (現行のとおり)

3 第2面関係

①から⑨まで (現行のとおり)

⑩ 建築物の敷地が、建築基準法第53条第2項若しくは第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

⑪及び⑫ (現行のとおり)

⑬ 9欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、9欄の「イ」と同じ面積を記入してください。

規定整備①

規定整備②

⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。

⑭ (省略)

⑮ 10欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内

⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

⑭ (現行のとおり)

⑮ 10欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内

規定整備①及び規定整備②

規定整備②

規定整備①及び規定整備②

の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用途に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)から(6)まで (省略)

⑩ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。

⑪ (省略)

4及び備考 (省略)

(以下省略)

の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用途に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合には、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

(1)から(6)まで (現行のとおり)

⑫ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ハ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。

⑬ (現行のとおり)

4及び備考 (現行のとおり)

(以下現行のとおり)

規定整備①及び規定整備②
規定整備②